

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 28 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から46年3月まで

両親と3人の姉の全員が国民年金保険料を納付しているのに、私だけが納付していないはずがないと思う。父から、私の保険料は納付してあると聞いているし、当時、近所の人が保険料の集金に来られていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料が全て納付済みとなっている上、申立人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、申立人の母親の分を含め、国民年金加入期間の保険料を全て納付しているほか、申立人の3人の姉のうち、20歳到達以前から厚生年金保険被保険者であった3番目の姉を除く長姉と次姉については、結婚により独立するまでの国民年金加入期間の保険料を全て納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月21日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料は過年度納付する必要があるところ、A町によれば、「当時のA町では、過年度保険料の納付書が発行されていたものと考えられる。」と回答していることから、A町役場で発行された納付書により、金融機関で保険料を納付することが可能であったものと考えられる上、申立人の次姉の国民年金手帳記号番号が、40年6月5日に払い出されていることが当該払出簿から確認できることから、次姉が20歳に到達した39年*月から40年3月までの保険料は申立人と同様に過年度納付する必要があるところ、前述のとおり、次姉の当該期間

は納付されていることが確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 931 (事案 676 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、2万円であると認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
昭和 43 年 7 月 1 日にA社に入社し、当時の私の給与は、基本給 1 万 9,000 円に交通費を加えると 2 万 2,000 円から 2 万 2,500 円だった。同年 10 月から 44 年 3 月までの標準報酬月額が 1 万 2,000 円ということはありませんので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主は、申立人に関する資料を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できなかったこと、及び申立人が経理担当者で社会保険事務の当事者であったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、社会保険事務所(当時)が行った昭和 43 年 10 月 1 日の標準報酬月額の訂正に関し、年金事務所に照会を行ったところ、「昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者については、その年の定時決定の対象外となるため、通常、届出書が提出されても処理されることは無い。ただし資格取得時の報酬訂正なら考えられる。」との回答があった。

この点について、申立人の資格取得時の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった申立人と同年代の女子同僚の標準報酬月額の推移を見ると、減額されている者は確認できない上、当該同僚に照会したところ、複数の同僚から当時給与額が下がったことは無い旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、昭和 43 年 10 月 1 日の標準報酬月額の改定は有効なものとは言えないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、A 社に係る厚生年金被保険者資格取得時である同年 7 月の社会保険事務所の記録から、同年 10 月から 44 年 3 月までを 2 万円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における平成15年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 933

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、29万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における平成15年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、29万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

A社における平成 15 年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 935

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における平成15年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 936

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、33万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における平成15年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、33万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和61年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、各事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月16日から61年1月16日まで
② 昭和61年1月16日から同年2月1日まで

申立期間①は、B社からA社に出向して、同社のC国の現地法人に勤務していた期間で、昭和60年12月16日にA社から海外勤務を解く旨の辞令が出たが、実際は業務の都合で61年1月中旬まで継続して勤務し、同年1月18日に帰国した。厚生年金保険の記録では、60年12月16日に資格を喪失したこととなっているが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②は、帰国後すぐにB社に復職したが、厚生年金保険の資格取得日が昭和61年2月1日になっている。同年1月分の厚生年金保険料を給与から控除されているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録、申立人のパスポートの入国記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は、A社のC国の現地法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「昭和60年12月16日付けで海外勤務を解く辞令を出した記録が残っており、これをもって当社の従業員でなくなった可能性があるが、当時の書類は残っておらず詳細は不明。」と回答しているところ、申立人及び同僚は、「辞令が出されても、すぐに仕事が終わるということにもならないため、日本法人と現地法人が協議して帰国日を設定している。」と供述している上、申立人から提出されたC国の現地法人の給与明細書から昭和61年1月3日までの給与支給が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年11月のオンライン記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたB社の給与支給明細書から、申立人が当該期間において同社に勤務し当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、B社の元上司は、「申立人は、海外勤務をするために、A社に出向になったので、帰国後はすぐに復職しており、厚生年金保険の記録が空くことは考えられない。」と供述しており、A社から継続して勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人のB社における昭和61年2月のオンライン記録及び給与支給明細書における保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 938～957（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月15日

平成18年12月15日に支給された賞与の記録について、事業所から届出された賞与額に誤りがあるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された賞与明細書及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の控えから、事業主が、過失により実際に支給された賞与額から所得税及び社会保険料等を控除した後の差引支給額を賞与額として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 20 件（別添一覧表参照）

別紙【厚生年金あつせん一覧表(滋賀)】

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	住所	標準賞与額
938	男		昭和15年生			42万 5,000円
939	女		昭和27年生			21万 5,000円
940	女		昭和60年生			37万 3,000円
941	女		昭和52年生			39万 2,000円
942	女		昭和60年生			38万 3,000円
943	女		昭和59年生			38万 3,000円
944	女		昭和52年生			43万 2,000円
945	女		昭和43年生			46万 8,000円
946	女		昭和42年生			54万 3,000円
947	女		昭和51年生			41万 2,000円
948	女		昭和33年生			48万 円
949	女		昭和60年生			37万 3,000円
950	女		昭和60年生			37万 3,000円
951	女		昭和33年生			25万 7,000円
952	女		昭和27年生			26万 5,000円
953	女		昭和61年生			25万 4,000円
954	女		昭和31年生			24万 円
955	女		昭和39年生			28万 9,000円
956	女		昭和50年生			28万 9,000円
957	女		昭和60年生			25万 4,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から43年4月まで
昭和36年*月*日にA町役場に出向いて、国民年金の加入の申込みを行った。保険料納付は集落単位で行われており、集金人に保険料を納付した。しかし、私の年金の記録では申立期間が未納とされている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、同番号制度が発足した平成9年1月1日に付番され、その基礎年金番号に、申立人が昭和43年5月27日に被保険者資格を取得した厚生年金保険の記号番号を平成11年12月13日に統合したことが確認でき、当該制度が発足した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、基礎年金番号制度が発足するまで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、20歳の誕生日にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料を村の集金人に納付したと主張しているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付に係る記憶が曖昧であり、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立期間は77か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年1月まで

私は、夫に勧められA市で国民年金の加入手続を行い、口座振替で約5年間保険料を納付していた。申立期間の納付の記録が無いことに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年3月27日にA市で払い出されていることが確認できるところ、A市の国民年金被保険者名簿、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、任意加入手続をした同年2月24日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「A市で加入当初の昭和47年4月から口座振替により、保険料を納付していた。」と主張しているが、A市は、「当市は、昭和52年8月から国民年金保険料の口座振替を開始した。」と回答しており、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 982

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年3月まで

夫が、自宅で仕事を始め、子供が小さかったため、私も家でAを使った内職を始めた。ちょうどその頃に、近所を回っていた女性の国民年金の集金人に勧められ、国民年金に加入し、集金で保険料を納付した。昭和46年に外に働きに出るからは、自分で市役所の支所で保険料を納付しており、その時の記録は残っているのに、国民年金手帳を用いて集金で納付していた時の分の保険料が未納になっている。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年3月1日に夫婦連番で、B市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点においては、申立期間のうち、43年12月以前の期間の保険料は、時効により制度上納付することはできず、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間のうち昭和44年1月から46年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、B市では、当時、集金人及び市役所の窓口で過年度納付することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は第1回特例納付の実施期間内であるが、保険料をまとめて納付したとの主張も無い。

さらに、B市の国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間に納付の記録は無い上、申立期間は73か月と長期に及んでおり、このような長期にわたって、行政側が国民年金保険料の収納記録の事務処理を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になって A 町から通知が来たので、母親が同町役場で、国民年金の加入手続を行い、就職するまでの期間の国民年金の保険料を納付してくれた。最初、弟の国民年金の記録も判明しなかったが、再度探してもらったら、見付かったと連絡があった。私の保険料も納付していたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入(平成 9 年 1 月)より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡がうかがえず、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親が、その国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟も、任意加入の対象となる 20 歳到達時からの加入ではなく、学生が国民年金の強制加入の対象となった平成 3 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同日以降の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

昭和52年12月頃にA市からの通知で両親が市役所に行き、父親が私の国民年金の加入手続をし、20歳に遡って保険料を納付した。その時、担当職員に、「これで20歳から国民年金に加入したことになります。」と言われ、年金手帳を受け取った。同年12月に父親にボーナスが支給されたので、親にお願いして納付してもらったはずなのに納付となっていないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月頃に両親がA市役所に行き、父親が申立人の国民年金の加入手続をし、20歳に遡って保険料を納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年2月頃に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間のうち、47年10月から51年9月までは時効により納付できない期間であり、51年10月から53年3月までは過年度となり、A市役所では保険料を納付することができない。

また、A市の国民年金被保険者検認台帳には、申立人の申立期間についての納付記録が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月から 26 年 8 月まで
② 昭和 28 年 4 月から 29 年 12 月まで

申立期間①は、A事業所又はB事業所の下で、C県のD地区のEに、約1年半従事していた。

申立期間②は、F台風後のG県HのIに、G県のJ事業所の下で、Kに約1年半従事していた。

申立期間①及び②の受注会社は共に法人組織であり、法人であるならば当然、厚生年金保険に入っていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとするA事業所又はB事業所については、申立人が記憶している勤務地では厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、当時、C県Lに適用事業所として存在したA社M支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は確認できない上、申立人に仕事を勧めたとする者の氏名も確認できない。

さらに、申立人が、「A事業所又はB事業所はC県発注のD地区のEを行っていた。」と申し立てていることから、C県に照会を行ったが、同県は、「当時の記録は保存しておらず、不明である。」と回答している。

申立期間②について、申立人が勤務したとするJ事業所については、申立人が記憶している勤務地では厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が、「J事業所では、F台風後のG県H IのKに従事した。」

と申し立てていることから、G県及びN市に照会を行ったが、いずれも、「当時の記録は保存しておらず、不明であり、J事業所という社名についても記録が無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 21 日から 5 年 5 月 21 日まで
A社における標準報酬月額は、記録上 36 万円とされているが、在籍当時の月給は 40 万円もらっており、実態と異なるため、調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した平成 4 年 12 月 21 日から 5 年 5 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額が、同社から受け取った給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額である。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（36 万円）を基に、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料、所得税及び住民税を差し引き試算した金額は、申立人から提出された預金通帳の写しにより確認できる平成 5 年 1 月から同年 4 月の給与振込額とほぼ一致している。

また、A社は既に解散しており、同社の元事業主へ照会したところ、「A社に係る資料は喪失しており、当時の状況は不明である。」との回答であり、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超える厚生年金保険料が控除されていたとする証言は得られない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から30年6月22日まで
日本年金機構本部から脱退手当金の受給確認の通知が送付されてきたが、その中にA社に勤務していた期間は含まれておらず、同事業所が倒産した後に設立されたB社で勤務した期間については、脱退手当金が支給済みとなっていた。私を含めA社の従業員は、同事業所倒産後に再びB社で採用されたのに、A社に勤務していた期間の記録が無いとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする事業所は、申立人の申立内容、同僚等の証言及び法人登記簿謄本から、C社（申立期間当時、D県に所在）であったと推察され、申立人が申立期間当時に同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、C社は、同社E工場（F県）を除き、オンライン記録及び適用事業所名簿のいずれにおいても厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、C社は既に閉鎖されており、当時の事業主等とは連絡が取れず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用等については確認できない。

さらに、申立人が供述している同僚、事業主等の厚生年金保険の加入記録は、C社では確認することができず、同事業所の後に設立されたB社からの記録である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 3 月

私がA社に入社したときの契約内容は、毎月の給与が25万円、賞与は夏季、冬季、3月にそれぞれ50万円という内容だった。そのことについては、平成16年分の確定申告書における給与（賞与を含む。）が「450万円」とあるので、同年3月に賞与が支給されていたことは間違いない上、社会保険料も控除されているので、申立期間の厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立人から提出された平成16年分の確定申告書の写し（以下「確定申告書」という。）に記載されている給与（賞与を含む。）額「450万円」は、同年の各月の給与及び3回の賞与が支給されていたとする額と一致することから、申立人の申立期間における賞与が支給されていたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、前述の確定申告書に記載されている社会保険料控除額からすると、申立人の申立期間における賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがえる。

また、A社は、「申立期間当時の関係資料を保存していないことから詳細は不明であるが、当社では、平成16年3月の賞与を原則支給していなかったことから、入社時の契約に基づき申立人に支給した当該賞与については、賞与支払の届出及び厚生年金保険料の控除を行わなかったと思われる。」と回答して

いる。これについて、オンライン記録により、申立期間において同社（申立人は、申立期間において、A社からB社に出向。）に係る厚生年金保険の記録が確認できる同僚等17人を抽出して調査したところ、全員について申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認でき、同社と回答との間に齟齬は見受けられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。